監査指摘事項の措置状況通知書

市立旭川病院事務局

令和元年度（No. １）監査結果報告書　定期監査　関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課 名	指 摘 事 項	措 置 状 況	改善，検討等の年月日
医事課	⑴ 収入に関する事務 ［改善を要するもの］ ①　診療費収納対策マニュアルにより毎月定例的に発送している督促状について，事務専決規程に基づく決裁がなされていなかった。	毎月下旬に送付する督促状の対象者リストについて，監査指摘翌月の送付対象者分から事前決裁するよう改めた。	令和元年 ６月２８日

【意見，要望等に対する考え方等】

意見，要望事項	考え方等
考え方等を整理したものはありません。	

監査指摘事項の措置状況通知書

市立旭川病院事務局

令和元年度（No. １）監査結果報告書　定期監査関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課 名	指 摘 事 項	措 置 状 況	改善，検討等の年月日
経営管理課	⑵ 支出に関する事務 ［改善を要するもの］ ①　入院料等の納付督促及び徴収事務に従事する嘱託職員の報酬の支給に当たり，能率給を計算する際に収納金額に応じて設定している控除額を誤ったことにより１件1,500円の過払いがあった。	過払い分については，対象者から戻入された。 能率給の計算において設定している控除額の適用について徴収員執務要領の基準を毎回確認することとした。	令和２年３月３１日
経営管理課	②　嘱託職員の通勤費用相当額に係る旅費の支給に当たり，運賃を誤ったことにより２件610円の未払いのもの，また，通勤日数の集計を誤ったことにより１件740円の未払いのものがあった。	未払い分については，対象者に追給した。 経由地の認定や運賃の誤りがないよう，バス会社等に口答によらない方法により確認し，適切な交通費の認定を行うほか，ダイヤ改正時など，定期的に通勤方法の変更がないか等職員に対し広く周知し，交通費支給の適正化を図る。	令和２年３月３１日

【意見，要望等に対する考え方等】

意見，要望事項	考え方等
①　嘱託職員の執務要領において，勤務１時間当たりの報酬額や勤務時間が実際の勤務条件と異なる規定となっているもの，休日勤務に伴う報酬の支給が見込まれるにもかかわらず，当該支給額の算出方法が明記されていないものなどがあった。 執務要領は，任用の際に明示することとされている勤務条件等について定めたものであることから，再点検をした上で正確かつ適切な内容とするよう整備を図られたい。	会計年度任用職員制度に合わせて「勤務条件通知書」で明示することとした。

監査指摘事項の措置状況通知書

市立旭川病院事務局

令和元年度（No．１）監査結果報告書　定期監査関係分

【意見，要望等に対する考え方等】

意見，要望事項	考え方等
②　診療費の未収金は大きな課題となっており，診療費収納対策マニュアルに基づき対応が進められているところであるが，債権管理の基礎となる債務者との折衝経過を督促台帳に記録すべきことについて過去の定期監査において指摘しているものの，記録に誤りや漏れが散見された。 着実かつ速やかに債権回収を進めていくためには，関係事務を主管する医事担当を始め，外来及び入退院窓口の担当においても必要な情報を共有の上，相互に連携して組織的に対応していくことが求められることから，督促台帳に正確に記載することはもとより，担当間で共有すべき情報を改めて精査した上で，台帳に記載する内容や方法を見直すなど，院内の連携及びチェック機能の強化に向けて必要な措置を講じられたい。	業務内容の見直しや各担当者間での連携強化により，情報管理の省力化とﾁｪｯｸ機能の強化が図られ，結果として記録誤りや漏れが認められなくなり，現在も精度の高い情報が蓄積されている。 上記に基づいた業務及び徴収マニュアルの見直しについては令和３年３月３１日付けで完了しているが，今後も債権の回収状況に応じた業務の見直しや未収金担当職員の増減等も想定し，マニュアルについては随時更新させていくこととした。

監査指摘事項の措置状況通知書

上下水道部

令和元年度（No. １）監査結果報告書　定期監査関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課 名	指 摘 事 項	措 置 状 況	改善，検討等の年月日
料金課	⑴ 収入に関する事務 ［検討を要するもの］ ①　水道料金及び下水道使用料の口座振替において，１回目の振替が不能となった後，口座解約等により再振替の対象とならない者に発送する督促状について債権管理等事務取扱要綱に規定がなく，また，発送日から指定期限までの日数が他の納入方法における督促状と異なることから，納入方法による差異が生じないよう指定期限の設定を見直した上で，要綱を整備するよう検討されたい。	口座解約等により再振替ができない者に対する督促状の指定期限を任意で設定できるよう，令和５年２月にシステム改修を完了。改修完了に合わせ，債権管理等事務取扱要綱に督促状の指定期限を発送した日から10日以内とすることを追加した。	令和５年３月１日